

話題事項
平成27年5月26日

資料提供済
平成27年5月21日



～外国人旅行者向け消費税免税制度改正～

外国人旅行者の呼び込みに向け、県内100店舗が免税店に！

和歌山県では、県内を訪れる外国人旅行者がお得に買い物を楽しみ、より多くの県産品を購入していただくために、消費税免税店の拡大に向けて、県内各地での説明会開催や事業者への個別訪問等により、消費税免税店の許可申請を支援してきました。

その結果、平成27年4月1日時点での和歌山県内の消費税免税店の店舗数100店舗を達成しました。

今後も、さらなる消費税免税店の拡大に向けて、個別訪問や説明会の開催による情報発信を行うとともに、免税手続き研修の実施など免税店のサポートを行って参ります。

また、より多くの外国人旅行者に県内の免税店で買い物を楽しんで頂けるように、県内の免税店情報を外国人旅行者向けガイドブックに掲載、海外プロモーション等の機会を活用した情報発信に積極的に取り組んで参ります。

(参考：観光庁HPより)

1. 制度の概要

免税店を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される制度です。

2. 消費税免税制度の改正

平成26年10月1日より、これまで免税対象外であった消耗品（食品、飲料、薬品、化粧品等）も免税対象に加わり、お菓子や地酒など、地域ならではの県産品も免税販売できるようになりました。



3. 訪日外国人旅行者の消費額

訪日外国人は、ショッピングに平均約5万3千円を支出しており、特にアジアからの旅行者は、たくさん買物をされています。

●訪日外国人旅行者1人あたりの買物代(国籍・地域別)



出典：平成26年訪日外国人消費動向調査

問い合わせ先

担当課	観光交流課 新観光推進班
担当者	額田・古川
連絡先	073-441-2787 (内線 2787)